

住宅用太陽光発電システム の設置費を補助します

市では環境に調和したまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、補助金を交付します。

■補助の対象者

自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方（補助申請の年度内に設置工事が完了すること）

■補助金額

システムを構成する太陽電池の最大出力値に、1キロワット当たり1万円を乗じて得た額を交付します。（最大出力値の上限は4キロワット）

■補助金交付の申請方法

- ①補助金の予約申請
補助金交付予約申請書に係書類を添付して市に提出します。（予約申請の受付期間は、平成19年6月1日（金）～平成20年1月31日（木）です）
- ②補助金の交付申請
設置工事が完了した後、補助金交付申請書に係書類を添付して市に提出します。
- ③補助金の請求
補助金の交付決定通知を受けた後、市に補助金交付請求

書を提出します。

※市に提出する申請書等の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

■その他

○設置したシステムを法定耐用年数の期間内に処分した場合は、補助金を返還していただく場合があります。

○システム設置後、参考データの提供にご協力いただく場合があります。（2年間）

■問合せ

市庁舎本館産業振興課
産業政策係
TEL 0897-5211220

下水道受益者負担金・分担金の納期

6月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

■対象の納期限

○西条市賦課分（合併後）
第1期 7月2日（月）

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL 0897-5211224
○東予総合支所建設管理課
下水道係（内線226）

6月の市税ごよみ

20日 軽自動車税全期分の督促の発送
7月2日 市県民税第1期分の納期限

※督促状1通につき1000円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替ご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

6月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

6月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

昭和62年3月3日から同年6月2日までに生まれた方および平成18年12月2日から平成19年3月1日までに転入の届出をした方で、平成19年6月1日現在において平成19年3月2日から引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方。

■縦覧期間

6月3日（日）～7日（木）
8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館3階
市選挙管理委員会事務局

重度心身障害者・母子家庭医療費受給者証の更新

現在、使用している重度心身障害者と母子家庭の医療費受給者証は、6月30日（土）で有効期間が満了します。

7月1日（日）からは、新しい受給者証が必要となりますので、必ず更新手続きをしてください。手続きの必要な方は、案内通知を送付します。

※①身体障害者手帳1・2級
②療育手帳A③身体障害者手帳3～6級と療育手帳Bの両方、以上の所持者は、

更新手続きは不要です。受給資格があるにもかかわらず申請をしていない方は、担当課で申請手続きを行ってください。なお、平成18年中の所得税が非課税のため新たに該当する方の申請受付は、6月末からとなります。

■更新・申請場所

○市庁舎本館国保医療課
医療係
TEL 0897-5211212
○東予総合支所市民福祉課市民保険係、丹原または小松総合支所市民福祉課市民生活係

重度心身障害者・母子家庭医療費受給者証の資格等

種別	受給資格		更新・申請時に必要なもの
	対象	所得税要件	
重度心身障害者	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A	なし	身体障害者手帳 療育手帳 保険証、印鑑 ※1、※3
	身体障害者手帳3～6級と 療育手帳B		
	身体障害者手帳3級 療育手帳B	非課税世帯	身体障害者手帳 療育手帳 保険証、印鑑 受給者証（更新者） ※1、※2
母子家庭	母と同じ保険に加入している20歳までの児童（学生の方はこの限りではありません）	生計維持者（母）が非課税	保険証、印鑑 受給者証（更新者） ※1、※2
	祖母と孫、姉と弟妹、父母のいない児童など、準母子家庭の方		
	配偶者が障害などで母子家庭と同様の事情にある方		

※1 重度心身障害者で西条市内に住居登録をしていない児童、母子家庭で18歳以上の学生（高校生を除く）は、在学証明書が必要です。
 ※2 平成19年1月2日以降に転入した方は、所得税が非課税と分かる書類（課税証明書、源泉徴収票など）が必要です。市外に住所がある重度心身障害者で、西条市の国民健康保険証を持っている方も、所得税が非課税と分かる書類が必要です。
 ※3 年度ごとの更新手続きを行う必要はありません。